

1 1月16日大阪府北部地震及び台風21号等の災害対応に対する意見交換会 議事要旨

開催日	平成30年11月16日(金)	開催時刻	午後7時～午後8時50分
開催場所	吹田市役所低層棟3階 研修室		
議題	1 災害状況及び対応報告 2 意見交換 (1) 情報伝達について (2) 避難所開設について (3) その他		
出席団体	JR以南、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田ブロック等の自主防災組織 (4地区)、連合自治会(7地区)、福祉委員会(7地区) 合計23人		
出席した所属室課	危機管理室、広報課、市民自治推進室、福祉総務課、教育総務室、 教育政策室、まなびの支援課 合計15人		
【議事内容】 1 吹田市から大阪府北部地震及び台風21号等の災害状況や、そのときの情報発信方法、避難所開設の状況等を報告しました。 2 意見交換を行いました。主な意見は、次のとおりです。 (1) 情報伝達について <ul style="list-style-type: none"> ・連合自治会長や民生委員長への自主避難所開設時の情報伝達が電話連絡のみで、内容がつかみにくく、地域への正確な情報が伝達できない。台風24号のときはFAXによる伝達となったが、伝達方法について十分に検討してほしい。 ・インターネットやスマートフォンを使えない高齢者への情報伝達を検討してほしい。 ・市のホームページ(以下「HP」といいます)を見ると、防災行政無線の内容も含めて、素早く細かな内容が掲載されているが、防災行政無線屋外拡声器から何を言っているか分からない。増設しても意味がない。 ・戸別受信機を各家庭に配布するべき。高齢者への伝達も可能となる。 ・高齢者への連絡は防災リーダーが対応するようにしているが、エリアメールでの情報発信はできないのか。 (広報課) ○HPについて、トップページを災害専用切り替えて、必要な情報を掲載した。地震のときは、情報を羅列して掲載したことで見にくい内容となったが、台風のときにはカテゴリー別に分類するなどの改善をした。 ○迅速な情報提供という観点からHPやSNSを活用した。高齢者への対応策として、広報車や公共施設の掲示板を活用した。情報の更新が遅いというところは反省をしている。今後もより良い手段を検討したいが、地域の力を借りながら、拡散という意味合いを持ちながら情報発信を行いたい。 (市民自治推進室) ○地震時の教訓を生かし、台風のときの自主避難所開設時にはFAXやメールによる対応をした。また、公共施設の掲示板への情報掲載についても、連合自治会長を通じて、単一自治会長、他の団体への情報伝達を行い、早めに拡散してもらった。 (福祉総務課) ○安否確認の際の要援護者名簿の活用の有無について新聞報道された。本市の地域防災計画では、避難情報が発令された場合に活用することとなっているが、避難情報が発令			

1 1月16日大阪府北部地震及び台風21号等の災害対応に対する意見交換会 議事要旨

されていなかったため活用しなかった。ただし、福祉部各担当のケースワーカーが電話や訪問により単身高齢者、障がい者、在宅介護認定者等の安否確認を実施した。

(危機管理室)

○自主防災組織への情報伝達について、地震のときは伝達できていなかった。台風時も電話連絡での情報伝達となった。

○防災行政無線の活用については、多々意見があるが、情報伝達として全てをカバーできるとは考えていない。戸別受信機、ラジオの活用など、様々な方法を検討したい。

○エリアメールについて、地震時に緊急地震速報として発信された。他市境界付近の地域では他市のエリアメールの受信があったが、本市の運用として、本当に避難が必要なときに活用するものとしている。今回の意見交換会での意見を踏まえ、他市の活用状況も参考にして活用方法を検討していきたい。

(2) 避難所開設について

・地域から馴染みのある公民館を自主避難所として使用したのは初めてで、今後の使用もやぶさかではないが、マニュアルも完備していないし、非常時の整備ができていない。避難者の受け入れ体制を整備してほしい。

・一時避難地は吹田市が指定している場所があるが、地域によってはそぐわない場所もあるので、地域で検討、指定して市に報告しても良いか。

・自主避難所について地域防災計画の中に記載し、整理すべき。

・避難所開設について、校門、体育館の入り口が閉まっており、電気も消灯していた。暗かったから帰った人もいる。どのような状態が開設かしっかり考えてほしい。

・避難所運営は施設管理者だけではできない。HUG（ハグ）～避難所運営体験講座～などで、地域の人たちに担当など理解してもらうのが危機管理室の使命。

(教育政策室)

○避難所の開設については、施設管理者として校長が主となるが、勤務時間外は校区防災要員により開設する。到着するまでの間は警備員が避難者受入れの対応を行うようにしている。

○避難所運営マニュアルは、全小中学校で整備済みだが、改善の余地があったことから、8月に全校に更新するよう依頼している。

(危機管理室)

○停電時の非常灯として、非常用のLEDランタンを配備している。

○自主避難所について、今年度の地域防災計画の改訂に合わせて整理を検討し、次の風水害時までには案内ができるよう努力する。

○地域の実情に応じた一時避難地の設定は相談できる。

○避難所の開設状況としては、入り口に「避難所」である旨の明示があり、避難する場所が確保されている状態。校門は閉まっていることもあるが、体育館の入り口は開いているし、照明は点灯している状態であると考え。

(3) その他

・災害時要援護者名簿の活用について、災害時のみの開示では動きがとりにくい。また、

1 1月16日大阪府北部地震及び台風21号等の災害対応に対する意見交換会 議事要旨

個人情報保護の観点から日頃の訓練にも活用されていない。連合自治会や自主防災組織には開示しても良いのではないか。

・地域で見守り活動を実施しているが、災害時要援護者名簿があっても民生委員が少ないため対応できない。名簿も重要だが、普段からの地域内でのネットワークが重要。

・市の役割、地域の役割をしっかりと発信してほしい。

(福祉総務課)

○災害時要支援者名簿への登録対象者は約36,000人で、うち同意があるのは約13,000人。地域と災害時の支援協定を締結しているのは6地区で約2,400人。民生児童委員協議会とも要援護者名簿の活用方法について協議しているところ。

○災害時要支援者名簿の制度当初は金庫に保管するなど厳重な管理をしているときもあったが、地域の実情に応じて協定を見直している。災害時のみではなく、地域の見守り活動等に使用できるようにしている。また、名簿活用のハンドブック等を検討している。